

令和7年（2025年）死亡災害発生状況

大阪労働局

令和7年（2025年）死亡災害受理状況

令和7年7月31日現在（速報値）

業種	死亡者数	構成比(%)	前年同期		前年比較	
			死亡者数	構成比(%)	増減数	増減比(%)
全産業	18	100.0	16	100.0	2	12.5
製造業	3	16.7	7	43.8	- 4	- 57.1
鉱業						
建設業	8	44.4	2	12.5	6	300.0
交通運輸業						
陸上貨物運送事業	2	11.1	2	12.5	0	0.0
港湾荷役業						
林業						
商業	1	5.6	1	6.3	0	0.0
その他の事業	4	22.2	4	25.0	0	0.0

受理（把握）件数で計上。

新型コロナウイルス感染症による死亡災害を除いた件数

月別死亡災害発生状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和7年	3	2	3	2	4	2	2	－	－	－	－	－
同累計	3	5	8	10	14	16	18	－	－	－	－	－
令和6年	5	3	2	3	0	5	9	11	2	0	2	6
同累計	5	8	10	13	13	18	27	38	40	40	42	48
令和5年	3	4	5	2	5	3	2	5	0	3	1	2
同累計	3	7	12	14	19	22	24	29	29	32	33	35
令和4年	4	7	3	4	2	4	5	6	3	1	4	6
同累計	4	11	14	18	20	24	29	35	38	39	43	49
令和3年	4	4	2	4	7	2	7	1	4	2	5	10
同累計	4	8	10	14	21	23	30	31	35	37	42	52

月別死亡災害発生状況とは、災害発生月ごとに計上した件数

（注）令和3年、令和4年、令和5年、令和6年の数値は確定値。令和7年の数値は速報値。

新型コロナウイルス感染症による死亡災害を除いた件数

令和7年（2025年）建設業における災害種別、工事種別死亡災害発生状況（速報値）

令和7年7月31日現在

工事の種類 災害の種類	土木工事													建築工事					設備工事				分類 不能	合計	前年 同期
	ダム	トンネル	地下鉄	鉄道	橋梁	道路	河川	砂防	土地整理	上下水道	港湾	その他	小計	ビル	木造	建築設備	その他	小計	電気通信	機械器具	その他	小計			
墜落・転落（2m以上）														1			2	3						3	1
墜落・転落（2m未満）															1			1						1	
飛来・落下																									
崩壊・倒壊・落盤												1	1											1	
クレーン等の災害																									
建設機械等の災害																									
自動車等の災害												1	1											1	
感電災害																									
爆発・火災等																									
取扱運搬等災害																				1		1		1	
その他の災害																	1	1						1	1
合計												2	2	1	1		3	5		1		1		8	2
前年同期													0	1				1		1		1		2	

新型コロナウイルス感染症による死亡災害を除いた件数

令和7年（2025年）業種別、事故の型別死亡災害受理状況（速報値）

令和7年7月31日現在

令和 7 年		墜落・転落		転 倒				激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ 巻込まれ	切れ こすれ	踏み 抜き	おぼれ	高温 低温 物と 接触	有害 物等 との 接触	感電	爆発	破裂	火災	交通 事故 (道路)	交通 事故 (その他)	動作の反動、無理な動作			その 他	分類 不能	合計	前年 同期	
		2m 以上	2m 未満	滑り	つま ずき	踏み 外し	もつれ 等																	その他 の転倒	腰痛	転倒 もどき					その他
製 造 業												1					1	1											3	7	
	食 料 品																													1	1
	繊維・繊維製品																													1	1
	木材・木製品																													1	1
	パルプ・化学																1												1		
	鉄鋼・金属製品												1																1	4	
	一般機械器具																														
	電気機械器具																														
	輸送用機械器具																														
その他の製造業																		1										1			
鉱 業																															
建 設 業	2	1								1		2			1		1												8	2	
交 通 運 輸 業																															
陸上貨物運送業		1																				1							2	2	
港 湾 荷 役 業																															
林 業																															
商 業	1																												1	1	
そ の 他 の 事 業	1							1														2							4	4	
合 計	4	2					1			1		3			1		2	1				3							18	16	
前 年 同 期	3								2		1	4			2						4							16			

注 1.令和7年1月1日以降、「転倒」、「動作の反動、無理な動作」が細分化されたため、新しい「事故の型」で分類。 なお、前年同期は、以前の「事故の型」で分類。
2.新型コロナウイルス感染症による死亡災害を除いた件数

令和7年（2025年）業種別、起因物別死亡災害受理状況（速報値）

令和7年7月31日現在

令和 7 年	原 動 機	動力 伝導 機	木材 加工用 機械	建設 機械 等	金属 加工用 機械	一般 動力 機械	車両系 木材 伐採 機械等	食品 加工用 機械	動力 クレーン 等	動力 運搬 機	乗 物	圧力 容器	化学 設備	溶接 装置	炉 窯 等	電気 設備	人力 機械 工具	用 具	その他 の装置 設備	仮設物 建築物 構築物	床面 通路	危険 有害 物等	材 料	荷	環 境 等	その他 の 起因物	起因物 なし	分類 不能	合 計	前年 同期	
製 造 業						2																1							3	7	
	食 料 品																													1	1
	繊維・繊維製品																													1	1
	木 材 ・ 木 製 品																													1	1
	パルプ・化学																					1							1		
	鉄鋼・金属製品					1																							1	4	
	一般機械器具																														
	電気機械器具																														
	輸送用機械器具																														
その他の製造業					1																							1			
鉱 業																															
建 設 業										1											3		1		1	2				8	2
交 通 運 輸 業																															
陸 上 貨 物 運 送 業										2																			2	2	
港 湾 荷 役 業																															
林 業																															
商 業																					1									1	1
そ の 他 の 事 業										2											1							1	4	4	
合 計						2				5											5		2		1	2		1	18	16	
前 年 同 期					1	1		—	2	5	3									1	1	—			2				16		

注： 1.令和7年1月1日以降、「食品加工用機械」、「通路」が変更されたため、新しい「起因物」で分類。 なお、前年同期は、以前の「起因物」分類。
2.新型コロナウイルス感染症による死亡災害を除いた件数

令和7年（2025年）死傷災害発生状況（大阪局）

新型コロナウイルス感染症による死傷災害を除く

令和07年06月末現在

業 種	令和7年（2025年）			前年同期			対前年同期比較	
	死傷者数	構成比		死傷者数	構成比		増減数	増減比
		総計比	小計比		総計比	小計比		
食料品製造	122	3.8%	19.7%	116	3.4%	18.2%	6	5.2%
繊維工業	15	0.5%	2.4%	15	0.4%	2.3%		
衣服その他の繊維	6	0.2%	1.0%	8	0.2%	1.3%	-2	-25.0%
木材・木製品	16	0.5%	2.6%	18	0.5%	2.8%	-2	-11.1%
家具製造	16	0.5%	2.6%	7	0.2%	1.1%	9	128.6%
紙・紙加工品製造	23	0.7%	3.7%	26	0.8%	4.1%	-3	-11.5%
印刷・製本業	19	0.6%	3.1%	15	0.4%	2.3%	4	26.7%
化学工業	70	2.2%	11.3%	58	1.7%	9.1%	12	20.7%
窯業土石	10	0.3%	1.6%	11	0.3%	1.7%	-1	-9.1%
鉄鋼業	28	0.9%	4.5%	27	0.8%	4.2%	1	3.7%
非鉄金属	10	0.3%	1.6%	13	0.4%	2.0%	-3	-23.1%
金属製品	119	3.7%	19.2%	180	5.3%	28.2%	-61	-33.9%
一般機械器具	48	1.5%	7.7%	52	1.5%	8.1%	-4	-7.7%
電気機械器具	23	0.7%	3.7%	21	0.6%	3.3%	2	9.5%
輸送機械製造	25	0.8%	4.0%	21	0.6%	3.3%	4	19.0%
電気・ガス	2	0.1%	0.3%	2	0.1%	0.3%		
その他の製造	68	2.1%	11.0%	49	1.5%	7.7%	19	38.8%
製造業計	620	19.4%	100.0%	639	18.9%	100.0%	-19	-3.0%
鉱業				1	0.0%		-1	-100.0%
土木工事	33	1.0%	16.1%	37	1.1%	15.5%	-4	-10.8%
建築工事	111	3.5%	54.1%	115	3.4%	48.1%	-4	-3.5%
その他の建設	61	1.9%	29.8%	87	2.6%	36.4%	-26	-29.9%
建設業計	205	6.4%	100.0%	239	7.1%	100.0%	-34	-14.2%
鉄道等	34	1.1%	5.9%	24	0.7%	4.4%	10	41.7%
道路旅客	71	2.2%	12.4%	49	1.5%	8.9%	22	44.9%
道路貨物運送	465	14.5%	81.2%	472	14.0%	86.1%	-7	-1.5%
その他の運輸交通	3	0.1%	0.5%	3	0.1%	0.5%		
運輸交通業計	573	17.9%	100.0%	548	16.2%	100.0%	25	4.6%
陸上貨物	23	0.7%	60.5%	73	2.2%	83.9%	-50	-68.5%
港湾運送業	15	0.5%	39.5%	14	0.4%	16.1%	1	7.1%
港湾荷役業	13	0.4%	34.2%	12	0.4%	13.8%	1	8.3%
貨物取扱業計	38	1.2%	100.0%	87	2.6%	100.0%	-49	-56.3%
農林業	9	0.3%		7	0.2%		2	28.6%
林業	2	0.1%	22.2%	1	0.0%	14.3%	1	100.0%
畜産・水産業				2	0.1%		-2	-100.0%
商業	574	17.9%	32.7%	538	15.9%	29.0%	36	6.7%
小売業	337	10.5%	19.2%	372	11.0%	20.1%	-35	-9.4%
金融広告業	25	0.8%	1.4%	45	1.3%	2.4%	-20	-44.4%
映画・演劇業	1	0.0%	0.1%	1	0.0%	0.1%		
通信業	61	1.9%	3.5%	44	1.3%	2.4%	17	38.6%
教育研究業	39	1.2%	2.2%	40	1.2%	2.2%	-1	-2.5%
保健衛生業	414	12.9%	23.6%	470	13.9%	25.3%	-56	-11.9%
医療保健業	109	3.4%	6.2%	131	3.9%	7.1%	-22	-16.8%
社会福祉施設	302	9.4%	17.2%	333	9.9%	18.0%	-31	-9.3%
接客娯楽業	240	7.5%	13.7%	266	7.9%	14.3%	-26	-9.8%
飲食店	164	5.1%	9.4%	186	5.5%	10.0%	-22	-11.8%
清掃・と畜業	161	5.0%	9.2%	187	5.5%	10.1%	-26	-13.9%
ビルメンテナンス業	97	3.0%	5.5%	106	3.1%	5.7%	-9	-8.5%
官公署	2	0.1%	0.1%				2	
その他の事業計	237	7.4%	13.5%	264	7.8%	14.2%	-27	-10.2%
派遣業	10	0.3%	0.6%	13	0.4%	0.7%	-3	-23.1%
警備業	70	2.2%	4.0%	39	1.2%	2.1%	31	79.5%
三次産業計	1,754	54.8%	100.0%	1,855	54.9%	100.0%	-101	-5.4%
陸上貨物運送事業	488	15.3%	100.0%	545	16.1%	100.0%	-57	-10.5%
合 計	3,199	100.0%		3,378	100.0%		-179	-5.3%

注）労働者死傷病報告書による。

「陸上貨物運送事業」 運輸交通業のうち道路貨物運送と貨物取扱業のうちの陸上貨物を加えたものである。

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

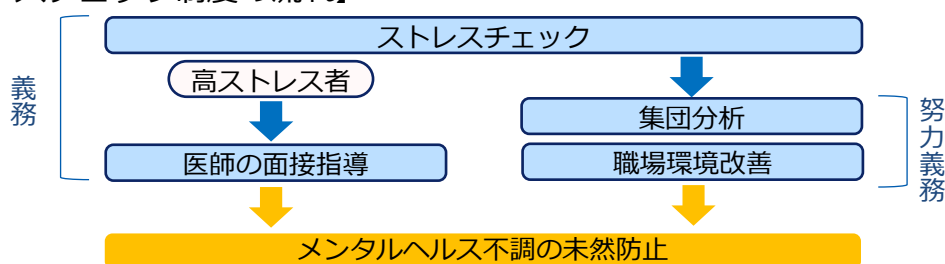
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

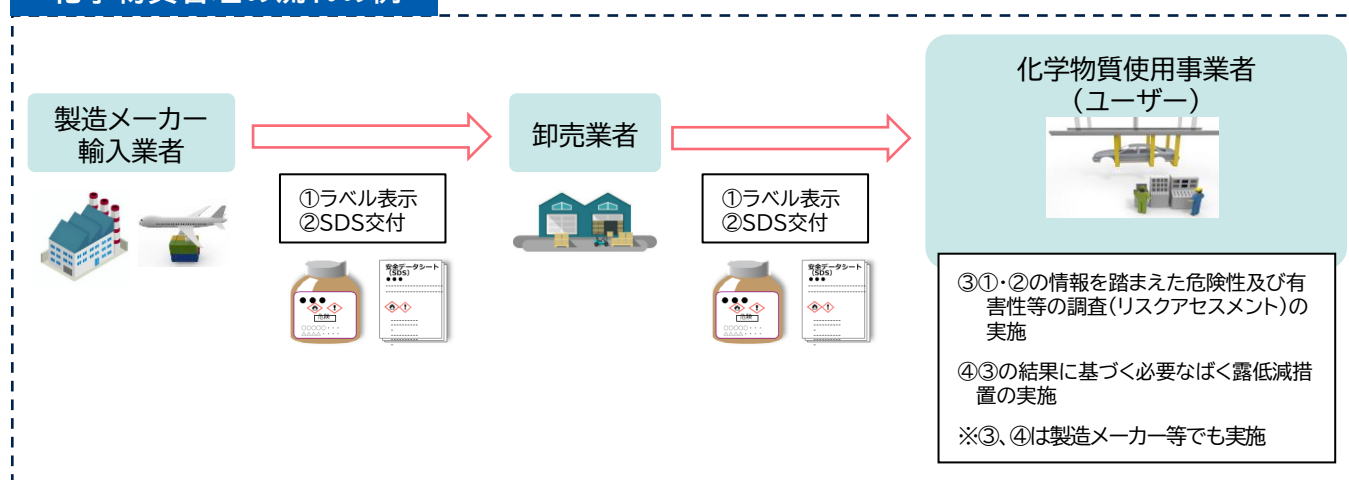


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



(2)営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3)個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

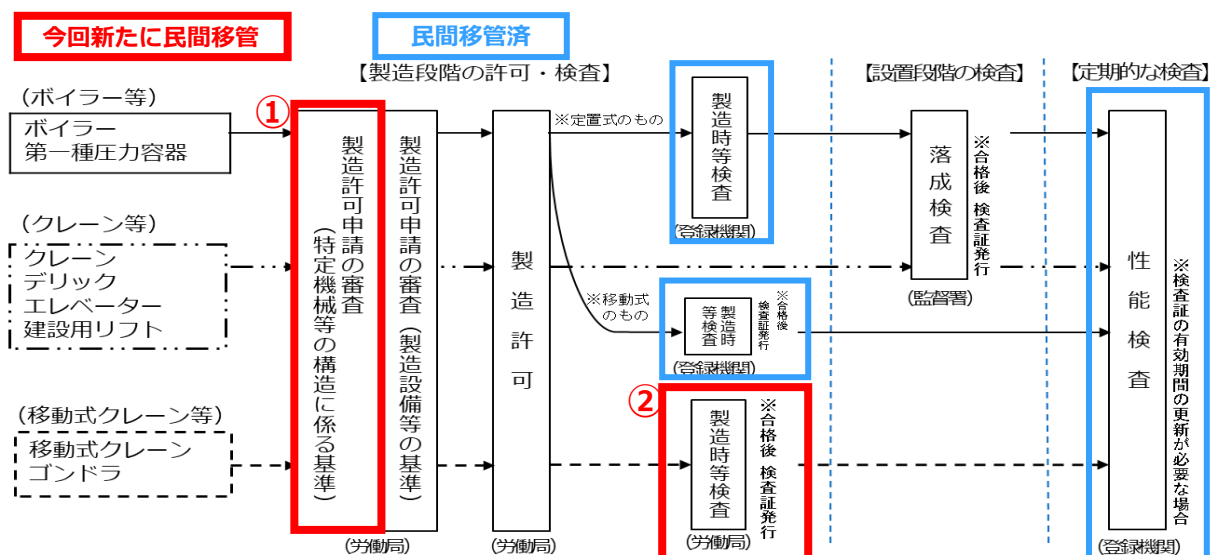
4 機械等による労働災害防止の促進等

(1)特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html

